

## 令和2年度福井県がん検診(個別・集団)の実施について

令和2年6月18日

下記の留意事項に基づき適切にがん検診を実施してください。

### 記

#### I がん検診の実施について

##### ○ 基本姿勢

新型コロナウイルス感染症対策として「3密」（密閉・密集・密接）を避けることが原則となっているので、がん検診会場・施設では可能な限り「3密」を避ける配慮をする。

##### ○ がん検診実施における環境の整備

- ・受診者、関係職員は、マスク（サージカルマスク、布マスク等）着用を原則とする。受診者には事前にマスク着用が必須であることを周知すること
- ・受付時、新型コロナウイルス感染防止に関する問診（発熱、継続する風邪症状、自覚症状、渡航歴、新型コロナウイルス感染者および濃厚接触者との接触歴）および体温測定を行い、受診者の健康状態を確認する。
- ・発熱があるなど受診者として不相当と判断（別添により確認）した場合は、受診者に説明した上で、後日、体調が回復してからの受診をお願いする。
- ・「3密」を避けるため、予約制による人数制限、受診日や受診時間の分散、受診者間の適切な距離の確保、受診者と職員が対面で話す際の適切な距離の確保、1時間に2回以上定期的な換気など環境整備に配慮する。
- ・職員の手指の消毒、不特定多数が出入りする場所や触れる箇所の定期的な消毒を実行する。
- ・大腸がん検診容器配布については、通常の窓口等配布に加え、郵送など接触を避ける配布方法を検討する。

##### ○ がん検診が感染源とならないための配慮

- ・職員は毎朝出勤前に体温測定し、発熱等の症状を認めるときには職場に電話連絡し、医療機関を受診する。
- ・症状のある医療従事者や職員は検診業務に従事させないこととする。  
なお、症状がある職員などの対応については、新型コロナウイルス感染者の可能性もあることを前提に、管理者が適切に対応することとする。また、日頃より感染者が発

生した場合の対応マニュアルを作成するなど、事前準備を整えておく。

- ・X線撮影においては、受診者が触れる箇所を検査毎にアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム消毒液で清拭する。
- ・内視鏡検査においては、日本消化器内視鏡学会の指針を尊重し、実施する場合には感染予防策を徹底する。
- ・その他の生体検査機器は、受診者の体が触れる部分は、受診者毎にアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム消毒液で清拭する。

#### ○再度緊急事態宣言が発出された時の対応

- ・再度「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」が発出された場合は、原則緊急事態宣言期間は実施を延期する。  
延期に向けては、「緊急事態宣言」発出までに段階的な情報提供により、急な延期によるがん検診現場の混乱を避ける。

延期までの段階： 新規感染者が1週間に5人 ～ がん検診実施、がん検診延期の準備（新規受付中止）  
新規感染者が1週間に20人 ～ がん検診を原則延期\*

※延期は施設等クラスターの発生および特定地域など感染状況を踏まえて判断

## 2 受診者にお願いする事項

- ・がん検診時には各自マスクの着用をお願いします。  
なお、原則マスクはご自身でご用意ください。
- ・がん検診は原則予約制となっています。
- ・受診前に新型コロナウイルス感染症に関する問診（別添参照）、体温計測をお願いします。  
また、換気のために室温が上昇したり、低下したり適温に保てない状況が想定されます。感染防止のためにご協力をお願いします。
- ・入口等にアルコール消毒液を用意しますので、入館（室）時や退館（室）時のほか、健診中も適宜手指消毒にご協力下さい。
- ・風邪症状が続く方、基礎疾患(持病)の症状に変化がある方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方は、がん検診受診について事前に主治医にご相談ください。  
当日検診をお断りする場合があります。
- ・個別のがん検診については、各医療機関に対応をご確認の上、受診をお願いします。  
受診ができないまたは一部検査が実施できない場合もありますのでご注意ください。

## がん検診を受診される皆様へのお願い

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、次の方は検診受診をお断りしています。該当項目がないか確認し、一つでも当てはまる場合は、体調が回復してから受診してください。

- ☆ 風邪症状が持続している方
- ☆ 発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が 37.5℃以上を目安とする。）、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状のある方
- ☆ 過去 2 週間以内に発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が 37.5℃以上を目安とする。）のあった方
- ☆ 2 週間以内に、法務省・厚生労働省が定める諸外国への渡航歴がある方（およびそれらの方と家庭や 職場内等で接触歴がある方）
- ☆ 2 週間以内に、新型コロナウイルスの患者やその疑いがある患者（同居者・職場内での発熱含む）との接触歴がある方
- ☆ 新型コロナウイルスの患者に濃厚接触の可能性があり、待機期間内（自主待機も含む）の方

出典：日本総合健診医学会他「健康診断実施における新型コロナウイルス感染症対策について」

○上記症状が続く場合、あるいは基礎疾患（持病）の症状に変化がある方は医療機関にご相談ください。  
○新型コロナウイルスに感染すると悪化しやすい高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方は検診受診について主治医にご相談ください。